リカレントキャリアデザインサービス 動画研修利用規約

リカレントキャリアデザインサービス 動画研修利用規約（以下「本規約」という）は、申込者が株式会社リカレント（以下「当社」という）の提供する動画研修を利用するにあたり遵守していただく事項を定めたものです。

（内容）
当社は申込者に対し、申込書に記載または申込フォームにて申込者が選択した動画研修サービス（以下「本サービス」という）を提供します。本サービスの内容については、申込前の説明または当社 Web サイトならびにパンフレット等における掲載情報が適用されるものとします。

（納入）
当社は申込者に対し、申込書に記載または申込フォームによる申込者の選択に基づき、買い切りまたはレンタルにて動画研修を提供します。買い切り受講の場合は、納入期日までにデータ送付により著作データを納入します。レンタル受講の場合は、申込者が指定した受講開始日までに、受講に必要なログイン情報を発行します。

（支払）
申込者は、当社の発行した請求書の記載に基づき、指定口座に銀行振込（振込手数料は申込者の負担）にて支払うこととします。支払い期限は、特段の定めがある場合を除き、買い切り受講の場合は動画データの納入月の翌月末日、レンタル受講の場合はレンタル期間開始月の翌月末日までとします。なお、支払い期限が金融機関の休業日に当たる場合は、その直前の金融機関営業日までとします。

（受講環境）
申込者は本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な視聴環境（パソコン、スマートフォン等の端末、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境、ヘッドホン等）を用意するものとします。

（申込の解約）
本サービスの特性上、申込後の解約はできません。なお、当社の責により動画研修の受講ができない場合はその限りではありません。

（利用許諾）
本サービスの利用範囲は、日本国内および申込者の所属する組織の従業員のみの社内利用に限ります。
なお、同業他社および法人・個人を問わず教育関連事業を行っている方の本サービスの申込、利用および複製その他の著作権侵害行為は禁止とします。違反が判明した場合、即時の本サービスの停止に加え、本サービスの受講料総額に対して 3 倍に相当する金額を違約罰として当社に支払うものとします。また、当社にこれを超える実損害が生じた場合、当社は当該超過額についても賠償を請求できるものとします。

（禁止事項）
・動画研修のコンテンツ等を当社に無断で第三者に貸与、譲渡すること
・動画研修のコンテンツ等を当社に無断で複製、複写、転載、転用、編集、改変、放送等の二次利用すること
・動画研修のコンテンツ等を利用して、商品、サービスの広告、宣伝を行い、または資金調達を行う行為
・レンタル受講におけるログイン情報の使いまわし（ログイン情報は利用者一人あたりに割り当てます）
・レンタル受講におけるログイン情報（ID・パスワード）を第三者に開示、漏洩し、または過失により遺失する行為
・レンタル受講における複数人での動画研修の視聴（プロジェクタ等に投影して複数人で視聴するなど）
・犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
・当社の運営を妨害するおそれのある行為
・その他、当社が不適切と判断する行為

（知的財産権の帰属）
本サービスで提供される動画および本サービスで使用する教材等に関する著作権を含む知的財産権（本条項に規定する著作権は著作権法第２１条から第２８条までに規定される権利を含む全ての著作権者の権利をいう）は、特段の定めがない限り、当社に帰属するものとします。

（秘密情報の保護）
申込者および当社は、相手方より秘密である旨を明示して開示された情報を第三者に公表又は漏洩してはならないものとします。ただし、監督官庁または法令に基づいて開示が要請されるものはこの限りではありません。なお、次のいずれかに該当するものは秘密保持の対象から除外することとします。

1. 開示時、既に公知又は既に所有していた情報
2. 開示後、自己の責めによらず公知となった情報
3. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

4. 開示時若しくは開示後、秘密保持の必要なき旨を相手方と書面で確認した情報
5. 秘密情報によらずして、自己が独自に開発した情報

（契約の解除）
申込者または当社が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方の催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態になったとき
2. 差押え、仮差押え、仮処分若しくは民事執行があったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
3. 破産、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立があったとき
4. 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
5. 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
6. 本規約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらずこれが修正されないとき
7. 本規約の禁止事項に違反またはその他重大な規約違反があったとき（無催告解除）

（反社会的勢力の排除）
申込者または当社が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方の催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が生じても賠償責任を負わないものとします。

1. 自己、自己の役員もしくは実質的に経営権を有する者等（以下「役員等」という）が暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である、または反社会的勢力であった場合
2. 自己または役員等が反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
3. 前各号に掲げる場合のほか、自己または役員等が反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合
4. 自己または役員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

申込者または当社は次の各号について表明し、保証するものとします。申込者または株式会社リカレントは次の各号の表明および保証に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

1. 自らが反社会的勢力でないこと
2. 自らが反社会的勢力でなかったこと
3. 反社会的勢力を利用しないこと
4. 役員等が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと
5. 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと

（損害賠償）
当社は、当社の責に帰すべき事由により申込者に損害を与えた場合、申込者に対し本サービス利用料金の額を上限として直接かつ通常の損害に限り賠償責任を負うものとします。

（不可抗力）
天災その他合理的支配を超える事由による本サービスの停止、納入期限の遅延等について、当社はその責任を負わないものとします。

（紛争の解決）
本規約に定めのない事項または本サービスに関して疑義が生じたときは、誠意ある協議によって解決することとします。協議によっても解決し得ない事項は、訴訟によることとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

2026 年 10 月 1 日 適用

株式会社リカレント